

Business Risk Management

リスクマネジャーのための情報誌

2006

3

March

第1特集 PRM 人材リスクマネジメント

EQ ミドルマネジャー、リーダーに贈る!
を活用した
ヒューマンキャピタル・
マネジメントのヒント

第2特集 MCO 企業内コンサルタント養成

ビジネスリスクを回避する

電子メール
文章術

【好評連載】

体験的リスクマネジメント論（インタビュー）

東海大学名誉教授 唐津 一氏

新技術・新製品開発事例（インタビュー）

株式会社オビツ製作所



医療・介護リスク



「医療行為はどこまで？」



Aさん(74歳男性、夫婦のみのふたり暮らし)は、軽い心臓疾患のため在宅医療と訪問看護を受け、日常生活については訪問介護と訪問入浴サービスを受けています。私は、ホームヘルパーとして、Aさんのところへ週3回身体介護と家事援助を行っています。

ある日私がAさん宅を訪問すると、Aさんは点滴を受けながら、静かに眠っていました。発熱し、ドクターを呼んだあとだったのです。奥様が心配そうに傍で看病していました。

Aさんがお休みになっているあいだに掃除や洗濯などの家事を済ませていますと、奥様からこんなことを言われました。

「先生(医師)から、点滴が終わったら針を抜くように、と言われたのですが、私は怖くてできません。もうすぐ点滴が終わりますから、針を抜いてくださいませんか。先生は忙しくて、すぐにはこちらに来られないそうなのです」

私は点滴の抜針など今まで経験したことがなかったので、丁寧に断りました。しかし奥様は「先生が介護の人にやってもらうといい、とおっしゃったのです。どうかよろしくお願ひします」と強く要望されました。

そこまで言われてしまったので、針を抜くくらいならいい

だろう、奥様のためにもなんとかしてあげなくては、と思って仕方なく私が針を抜きました。

その後しばらくたってAさん宅から帰ろうとした時に、奥様から強い口調で呼び止められました。

「ちょっと、あなた。うちの人の腕が真っ青じゃないの。点滴した跡が内出血しています。針の抜き方が悪かったのではないかしら。どうなってるの？」

点滴の跡は確かに内出血したように真っ青になっていました。幸い大事には至りませんでしたが、奥様はその後ケアマネージャー宛に苦情を申し入れてきました。

間接的にではあっても医師からの指示があり、奥様の強い要望でもあったので、良かれと思ってやったことなのですが、私はどうすれば良かったのでしょうか？

ホームヘルパー・女性・37歳



こうした事例は、医療や介護の現場では日常的によく発生します。大きなリスクがありますので、注意が必要です。

医師法17条、保健師助産師看護師法31条では、「医療行為」は医師または看護師などが行うことを規定しています。点滴の抜針は医療行為であることがポイントです。他にも血圧測定や爪切りなども医療行為です。これらの行為をヘルパーなどがしてはならないことになっており、医師も医療者以外の者に医療行為の指示をしてはならないことになっています。

もし何か間違いがあって万が一といふ事態になった時には、医師ともども

ヘルパーであるあなたも責任を負わなければなりません。

奥様から強く要望されたとき、ヘルパーであるあなたはまず、担当医に直接確認すべきでした。そして、たとえ医師から直接「あなたが抜いておいてください」と言われたとしても、「医療行為をヘルパーが行うことはできません」ときっぱり断らなければならなかった

のです。もし当人同士で解決できない場合は、ヘルパーとして登録している事業所の責任者を通じて医師に話してもらうことが必要です。

これくらいはいいだろう、と思われるようなことでも、職務上の責任を問われることがありますから、充分注意しましょう。■

PROFILE

オフィース・アサノ／代表

浅野 瞳 Makoto Asano

丸井・ブルデンシャル生命を経て、コンサルタントとして独立。業務改革、営業戦略、リスクマネジメントを中心に一般企業から医療法人など、幅広くコンサルティング活動を展開。

